静岡県告示第835号

静岡県ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱(令和2年静岡県告示第523号)の一部を次のように改正する。

令和2年12月22日

静岡県知事 川勝平太

改正前

(支給する額)

- 第3 県が支給対象者に対して支給するひとり 親世帯臨時特別給付金の金額は、次の各号に 掲げる金額とする。
 - 1 基本給付

支給対象者に対して、50,000円を1回に限り支給する。ただし、監護等児童が2人以上である支給対象者に支給する給付の額は、これに監護等児童のうちの1人以外の監護等児童につきそれぞれ30,000円を加算した額とする。

(2) (略)

(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付に係る申請及び支給の方式)

第6 公的年金給付等受給者及び家計急変者に 対する基本給付の支給を受けようとする者 (以下「基本給付申請者」という。)は、様式 第2号の申請書(以下「基本給付申請書」と いう。)により申請を行う。

$2 \sim 4$ (略)

(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付に係る申請受付開始日及び申請期限)

第7 (略)

改正後

(支給する額)

- 第3 県が支給対象者に対して支給するひとり 親世帯臨時特別給付金の金額は、次の各号に 掲げる金額とする。
 - [] 基本給付及び令和2年12月11日時点で既 に基本給付の支給を受けている又は申請し ている者に再度、支給される基本給付(以 下「基本給付(再支給分)」という。)

支給対象者に対して、50,000円を<u>それぞれ</u>1回に限り支給する。ただし、監護等児童が2人以上である支給対象者に支給する給付の額は、これに監護等児童のうちの1人以外の監護等児童につきそれぞれ30,000円を加算した額とする。

(2) (略)

(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付に係る申請及び支給の方式)

第6 公的年金給付等受給者及び家計急変者に 対する基本給付<u>及び基本給付(再支給分)</u>の 支給を受けようとする者(以下「基本給付申 請者」という。)は、様式第2号の申請書(以 下「基本給付申請書」という。)により申請を 行う。

 $2 \sim 4$ (略)

(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付に係る申請受付開始日及び申請期限)

第7 (略)

(基本給付(再支給分)の支給の申込み等)

第8 県は、令和2年12月11日時点で既に基本

び家計急変者に対し、基本給付(再支給分) の申込みを行う。 2 児童扶養手当受給者、公的年金給付等受給

給付の支給を受けている又は申請している児 童扶養手当受給者、公的年金給付等受給者及

- 者及び家計急変者は、前項の申込みを受けた 際、基本給付(再支給分)の受給の拒否を届 け出ることができる。
- 3 知事は、第1項の支給申込み後、速やかに 支給を決定し、児童扶養手当受給者、公的年 金給付等受給者及び家計急変者に対し、基本 給付(再支給分)を支給する。

ただし、前項の届出があったときは、この 限りではない。

(児童扶養手当受給者に対する基本給付(再 支給分)の支給の方式)

第9 児童扶養手当受給者に対する基本給付 (再支給分)の支給は、児童扶養手当振込時 における指定口座に振り込む方式により行 う。

(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対 する基本給付 (再支給分) に係る申請及び支給 の方式)

第10 公的年金給付等受給者及び家計急変者に 対する基本給付(再支給分)の支給は、基本 給付において行った方式により行う。

(児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受 給者に対する追加給付に係る申請及び支給の方 式)

第11 (略)

(児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受 給者に対する追加給付に係る申請受付開始日及 び申請期限)

第12 (略)

(代理による申請)

第13 代理により第6第1項及び第11第1項の

(児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受 給者に対する追加給付に係る申請及び支給の方 式)

第8 (略)

(児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受 給者に対する追加給付に係る申請受付開始日及 び申請期限)

第9 (略)

(代理による申請)

第10 代理により第6第1項及び第8第1項の

申請を行うことができる者は、当該申請者の 指定した者であると認められる者その他知事 が適当と認める者とする。

(基本給付申請者及び追加給付申請者に対す る支給の決定)

第11 知事は、第6第1項又は<u>第8第1項</u>の規 定により提出された申請書を受理したとき は、速やかに支給又は不支給の決定をする。

2 (略)

(不当利得の返還)

第12 (略)

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13 (略)

(その他)

第14 (略)

様式第1号(第4関係) (略)

申請を行うことができる者は、当該申請者の 指定した者であると認められる者その他知事 が適当と認める者とする。

(基本給付申請者及び追加給付申請者に対す る支給の決定)

- 第14 知事は、第6第1項又は<u>第11第1項</u>の規 定により提出された申請書を受理したとき は、速やかに支給又は不支給の決定をする。
- 2 (略)
- 3 第7第1項に基づく申請において、基本給付(再支給分)の申請を併せて提出した基本給付申請者に対しては、基本給付(再支給分)の支給額を合算した額を支給する。

(不当利得の返還)

第15 (略)

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第16 (略)

(その他)

第17 (略)

様式第1号(第4関係) (略)

No.	(フリガナ) 氏 名	続柄	性別	障害の 有無	生生	月日		同居・別 居の別	住所(別居の場合のみ記入)
1					4	я	8		
2					4	я	В		
3						я	8		
4					*	л	8		
5					4		В		

では、 31 自急制度を扱わる。月51日が中旬8年3月3日日間降かる4元皇元は中旬2年9月時点において推着の代表にある30番末貨の者が刊会です。 19 19第2日は、元度計算子当成指行会等(後許7回に定め4度等の状態をいかます。早時時点において、度等の収息にある者で、10番別達成長初の8月31日 を経出し、アの記事者のある者でいかには、原着の影響を関するため、代表の意と対象と対象と対象と対象と対象にある。

3. 配偶者及び扶養義務者

同民する配信者又は生計を同じくする技事義務者等がいる場合は記入してください。

配馬會/扶救教務會	氐	名	(100)年金 元前の実施
配偶者			ā · #
扶養義務者			森 - 無
扶養養務者			資・無

| 第二階 | 図 接着務者とは、中議者と生計を同じれている(文は中議者が発育者のある場合には中議者の生計を維持している)中議者の公母。祖公母、子、所等の重 高高級をいぬきず。

4 申請額・請求額

対象児童数	申請額·請求額	円	

図 新作金の対象児童の人数を記入して公定され、対象児童の人数は7.2 監視等児童に記入された児童の人数になり出す。 図 辛請集 指表視に 対象児童をが1.4 の場合は2000円、対象児童教が2.8 以上の場合は2.8 にの場合は2.8 にの場合は2.8 にの場合は2.8 にの場合は2.8 にの場合は2.8 にのの場合に2.8 にのの場合に2.8 にのの時代を2.8 にのの時代と2.8 にのの時代と2.8 にのの時代と3.8 にのの時代と3.8 にのの時代と3.8 によっている。

(次ページも必ずご確認ください。)

5. 児童扶養手当の支給要性(令和2年6月分の児童排養手油の支給業格に結論しているかについて経済するため、 以下のいずれかに活計る児童を基準にいるかについて、設計する第日のチェク機(ロ)にプリを入れてびたい。) 、別能に、児童技術手の免疫性所について高の液を受けている場合が大乗せす。

支給要件					
父母が婚姻(法律婚)を解消した児童					
父母が婚姻(事実婚)を解消した児童					
父または母が死亡した児童					
父または母が障害の状態にある児童					
父または母の生死が明らかでない児童					
父または母が引き続き1年以上遺棄している児童					
父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童					
父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童					
母が婚姻によらないで懐胎した児童					
には、児童検養手当法施行令第1条第2項に支める障害の状態をAいます。「父または母が障害の状態にある児童」を支給要件として申請される場合 要の状態を確認するため、障害年生に保る年全証書等を活付してください。					

- ※「農業」とは、父または母が児童と同居しないで監護義務をまった(放棄している場合をいいます。
- 6. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)
- □ ア 指定の金融機関口座(原則、1.の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先令耐機関口序律語書籍を	が傾付してください「下欄」	を確認してください)。	
【受取口座記入欄】			
		口店等品	口 応 名 美(つロナ

□ イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口虚がない方。金融機関から着し機れた場所に住んでいる方など、どうしても口虚による受け取りが出来ない方のみが対象となります。本人確認資料を添付してください。

【誓約・同意事項】(各項目のチェック欄(ロ)に『/』を入れてください。)

- ひとり親世帯臨時特別給付金(以下「給付金」という。)の支給要件に該当します。
- □ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、県が必要な住民基本会領情報、税情報や公約年金情報等の公簿等の 確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- □ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- □ この申請書は、県において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- □ 県が支給決定をした後、申請書(請求書)の不懂による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和3年2月28日までは、県が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、総付金が支給されないことに同意します。
- □ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- 既に他の都道府県等で給付金を受給していた場合には、給付金を返還します。

様式第2号(第6関係)

公的年金給付等受給者用

ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書) 【基本給付】

支給都道府県		申請経由町村
時 員	果如事股	町長駅

受付印

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

ひとり親世帯臨時特別給付金(再支給分)の受給を希望される方はチェック欄(ロ)に『/』を入れてください。

ひとり親世帯臨時特別給付金(再支給分)についても受給を希望します。

1. 申請・請求者		記入日 令和 年 月 日
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	生年月日	現住所
<u> </u>	年 月 日	T E ()
公的年金受給状況	基礎年金書号 年金コード	児童の父文は母の死亡による遺族補償の受給状況
 □ 受けることができる(種類:) □ 支給停止 (種類:) □ 受けることができない 		□ 長げることができる(種類:) □ 支給停止 (種類:) □ 号けることができない
* 記名押印に代えて署名することができます。		

- ※「心的年金」とは、「連携中金(連携基礎中金、運貨事生中金長の運放共済中金金金の)」、「電影中金(電影基礎中金、電影原工中金及が危険。 者の)」、「理事中金(課意基礎中金、課售第三年本長の「理事対策中金金金の)」、「中子を卓」、「意識「事態」が考す。 ※「実好ることができる」とは、周天男子にいるとき、中間であるときて以口申請する場合で表示した。となるいます。

2. 監護等児童

分和	2年5月31日時点で児童扶養	手当の	支給費	生に該当	する児童	こついて	FR	TKM:	*L_
No.	氏 名	統柄	性別	障害の 有無	生生	年月日		同居・別 居の別	住所(別居の場合のみ記入)
1					#	Я	8		
2					*	Я	8		
3					*	Я	8		
4					*	Я	В		
5							В		

- ※「監護等」とは、児童快算半当の受給資施者が母の場合には監護すること、名の場合には監護し、かつを対を同じすること、養育者の場合には異質すること さいたます。
- をいます。 総・職務課題最初の4月31日が今初が4月31日以降である児童又は今初か4月7時日において課意の状態にある30歳水減の音が対象です。 ※「確認した、児童保養子供施行令等19歳間が1歳である後輩が状態がいます。本理等は155~(漢章の状態にある50歳水減の音が150歳円から月31日 長者最近、かつか30歳が深から巻きでいた。理事が付款を経りなった。別の第20歳等を登録者を記載等を終れてくなか。

3. 配偶者及び扶養義務者 同居する配偶者又は生計を同じくする扶養養務者等がいる場合は記入してください。

化基金/共和数数金	Et,	名	(2的年金 受給の実施
配偶者			* * #
扶養義務者			* * #
井業義 務美			* . =

が、投票機能を注、・課者と生材を同じ(している(又は中議者が要責者である場合には中議者の生材を維持している) 中議者の必母、担必母、子、服等の運 悪血禁むいます。

(次ページも必ずご確認ください。)

4. 申請額・請求額

5. 児童技養年当の支給要件(令和2年8月分の児童技養年間の支給要件に結単しているかについて確認するため、以下のいずれかに該当する児童を監禁しているかについて、該当する項目のチェック機(ロ)に「/ 述入れてください。)

※加に、児童技会子母の支配責任について部連所集号の認定を支げている場合は个妻です。					
	支給要件				
	父母が婚姻(法律婚)を解消した児童				
	父母が婚姻(事実婚)を解消した児童				
	父または母が死亡した児童				
	父または母が障害の状態にある児童				
	父または母の生死が明らかでない児童				
	父または母が引き続き1年以上遺棄している児童				
	父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童				
	父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童				
	母が婚姻によらないで懐胎した児童				

- 3 「確実」とは、児童快展子当決急行令第1条第2項に定める課書の状態をいいます。「公または母とは、児童の状態を確かするため、障害を全に長ろ年会と雇号を案付して代さい、は、児童の状態を確かするため、障害を全に失った状態といいる場合をいいます。
- 6. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(ロ)に『✓』を入れて、必要事項を記入して〈ださい。)

プ 指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望 ※新入金金額機関口座接頭重要を運動して(分包いて重を確認して(分包)。

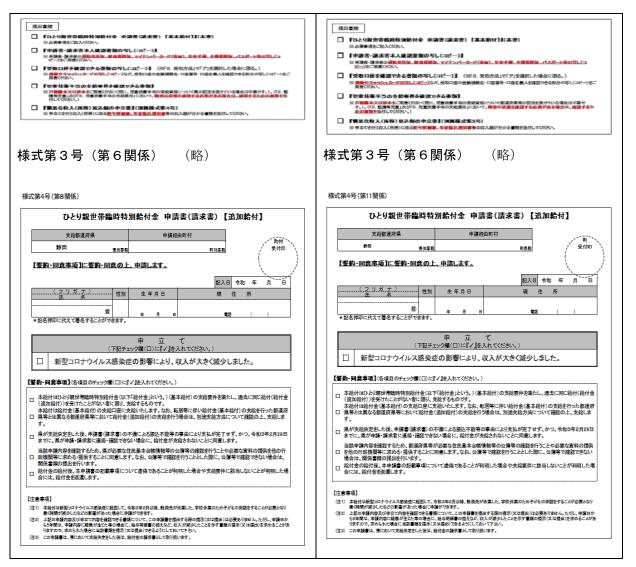
【受取口座記入欄】						
金融機関名	支 店 名 分類	口座番号	ロ 座 名 義(フリガナのみ)			
2 8 8 8 9 0	X 10 10 17 M	(主義ので加事金(でない。)	※「中籍・請求者」を兼に限る。			
2金章 2美格	* 大学 1音道		※遺憾の表記に合わせてください。			
A-1000 - 10 1 1000	主体コード 2当座					
※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座審号(7桁)」(通帳見聞き下部に記載)をこ記入(ださい。						
※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。						

□ イ 窓口での現金支給を希望 ※金融版図の虚かなが、金融版製から着し備れた場所に住んでいる方など、どうしても口腔による受け取りが出来ない方のかが対象となります。本人建設製料を設付して付きない。

【響約・同意事項】(各項目のチェック欄(口)に丁ィ』を入れてください。)

- □ ひとり親世帯臨時特別給付金(以下「給付金」という。)の支給要件に該当します。
- □ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、県が必要な住民基本台帳情報、規情報や公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- □ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- □ この申請書は、県において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 県が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和3年2月28日までに、県が申請・請求者に資格・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- □ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

	1
様必書類	提出事務
□ 『ひとり設性帯臨時特別給付金 中語書(語求書) 【 基本給付 】 ((本書) ※必要事項をご記入信念い。	□ 『ひとり親世帝臨時特別給付金 中語書(語求書) 【基本給付】』(本書) ※必要事項をご記入ださい。
□ 『中語者・請求者本人確認書類の写し(コピー)』	□ 『中萌者-萌末者本人確認書額の写し(コピー)』
※申請者・請求者の基本を受許さ、第章任務等、マイナンバーカーデ(審書)、年全手集、介護任務等、バスポート等の宗し(コ ピー)をご用意ください。	※申請者・請求者の運転免許証、健康保務証、マイナンバーカード(表面)、年金手櫃、介護保務証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
『呼吸口解を確定である書類の耳し(コピー)』(3所6.受取方法」で「アルを選択した場合に限る。) ※ 選続のキャウェカ・その事し(コピー)など、受助口庫の金銭機関を「日産者等・日産者長人を検索できる所分の事し(コピー)をご用意びきた。	□ 『受 収口度を確認できる書類の写し(コピー)』 (※76、受収方法でで了)を選択した場合に限る。) ※ 選集とキャッシュ・ドの可し(コピー) など、受取口度の金融機関名・口度署号・口度を募した確認できる部分の写し(コピー)をご 開業が起い。
■ 管理を持事手間の支払所有多数配付金を整額 対 PMMを支払は終るご表面の低いで同。 定数検索を向の形容数について保証的基準の配定を受けない可能のは不管できない。 よっている。犯罪等で重しながら、児童快震を当の党部所が、対いて、固定の必要が建設する品面がある。。確認する品 企の需要を担いて必要されている。	□ 『児童技養子当の支給要件を確認できる音観』 ※ <mark>戸郷告末江的本</mark> な江南を行為・間に、児童技養中部の実施資施について県の原因を参考すている場合は不実です。)。(7. 整 漢字意見及び同、受難技術手のか支援者において、 港のが長さ組営するを表がある場合は、福団するともの意 郷を活
『義系な収入(所得)額の中立書気(別無権式第4等) 川幸立でを行う収入(所得)に当る 部分判断官、守全省公園知事 等の収入部が分かる書類を設けして伝送さい。	付しての記さい。) 「新島丸在人 (所物) 朝の中立 書』(別鉄様式第3号) ※中立て合行りな人(所称)にはる 部と可能性、生な起い。周 知時中の収入部が分かる書類を添付してください。
	様式第2号(第6関係) 家計急変者用
様式第2号(第8関係) 家計意食者用	ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書) 【基本給付】
ひとり親世帯臨時特別給付金 申請書(請求書) 【基本給付】	支給都進府県 中議経向町村 アー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
文格都进府果 中鎮程內町村 河南	养司 集和事務 町工府 安付印
新聞 Street witnet	裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。
表面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。	ひとり親世帯障時特別給付金(再支給分)の受給を希望される方はチェック欄(ロ)に『イ』を入れてください。
1. 申請・請求者	ロ ひとり親世帯臨時特別給付金(再支給分)についても受給を希望します。
B. S	1. 申請・請求者 記入日 令和 年 月 日
● 本 月 B 質能 () ② () 年 全 分	・
総名押和に代えて書名することができます。	節 年月日 電話 (す) 公的年金受給状況 基度学生等等 学生コード ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
20「中的中央公司、「建筑平岛、建筑建筑中岛、建筑建造平岛及市建筑内势平岛也会心。」2、「京新平岛、京新星电平岛、北新军岛平岛及河巴南风沟平岛会会心。2、「河南平岛、河南省南省、河南省、河南省、河南省、河南省、河南省、河南省、河南省、河南省、河	□ 長沙ることができる(種類:) □ 長沙ることができる(種類:) □ 支給停止 (種類:)
	* 配名押印に代えて書名することかできます。
中国時点に担いて、児童経済学习の支給長後に転出する児童について記載してください。	10 「公が本金」とは、「職務中全に権助基礎中全、機関を全全力の連携決済等全会をおい」、「名数中金:金数理の主命を表示。 まむ、」は、「原本午金前番基理中金、原本第三年年の以降高井済年金をむ。」は、「丹子午金」、「西級」年のいます。 17 「受けることができるとは、関モ受けているとは、中国中であるとうスロ中間中はなっていてきる機能にあるときをいます。
No. 氏 名 機柄 性別 東京 生年月日 第の版 住所(別居の場合の外記人)	2. 監護等児童
1	由議会において、児童技養手当の支給事件に該当する児童について記載してください。 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
4 7 8	No. 氏 名 統領 性別 障害の 生年月日 同番州 在所(別居の場合のみ記入)
3 4 8 8	1 4 R B
4 7 4	2 年 月 日
5 4 7 9	3 4 A B
3 「全直接を1202、円金供資であり受給支援を含べ取り等かには重要すること、200等かには重要し、アウ生が会内にぐうること、共会をの基金には資金すること そのいます。 3 に表現の変数を制の2月の18 からおいキャス月の18 2月から4円金には中間外のにおいて資金の表表によるの表表表の含が併集です。	4
10 「集直」とは、民産技術を送送信かまり条禁・収入支が利用者の状態をいいます。今後将近に知いて、集直の状態にある者が、以表別産設長物の利用の保護に、から必要を選びかる者については、保育の状態を開放するため、特別支重技術を設置する意味を受けれてくらかい。	5
3.配偶者及び扶養義務者 回居する配偶素及は生活を同じくする核養維持者生成いる場合はお入してください。	年 月 日 ※「転換等」とは、児童技芸学者の受給実施者が母の場合には転換すること、200場合には転換し、かつ生料を何にくすること、実育者の場合には実育すること をいいます。
energene & 6 sens	図 18金回道設置特の0月01日が中部の9月3日日以降である元章立以中建時点において体書の状態にある0金元章の音が対象です。 図 19番目には、元章大学中当後前であり出来が同じたのは集中の特色がいるす。中国時間において、非常の状態がある中で、19番目直接を持つの月91日 を担任したっつか差を表するある日でいた。集争の状態を対象とは、元章とは、大きには、一番をは、一番をは、日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日
配偶者 マ・A 任業務務者 オ・A	3. 配偶者及び扶養義務者
供養禁務者 - 章 - ■	回居する配偶者文は生計を同じくする技業機務者等がいる場合は記入してください。 を集争は機能的を 氏 名 気が改善
※ 所養病院を決定、申請を決定が受賞になっている。こので申請をが受賞をかめる場合のは申請をの支付を持行している。中請をののは、例のは、予、所等の意思を取り、いかが、。	配偶者 有・無
4. 中頭額-頭求額	(大菱軌
対象児童歌 人 申請任益利益	・
★1.0回 日本軍機はAの電台 : 10,000円 ÷ (20,000円 = EA) = 11,0,00円	
(次ページも必ずご確認ください。)	(次ページも必ずご確認ください。)
5 服務計業手名の支給更化/mininger/2017/	4. 申請額・請來麵
5. 児童快養手当の支給要性(申請時急において児童快養手急の支給要将に結合しているかについて確認するため、 お下のいずれかに結合する児童を提携すしているかについて、設合する場合のサニック権(こ)には、社会人れて付送い。) 河北に、児童技術手のから発音がこれでも見るの変形を受けている場合は不要です。	対象児童歌 人 申請額・請求額 門 門 総合・金の教育を入れるできません。 対象を含めたなります。
支給要件	「日本の本本の本本の本本の本本の本本の本本の本本の本本の本本の本本の本本の本本の本
□ 父母が婚姻(法律婚)を解消した児童	の (公) 成果等種所有別的(日本) 美国大阪(利) (公司政策を宣する権力の不利用、建工商店、北西で東京に公園に対策の重要的の人の著名はおからの代表、 型のない(日本) 全部会は日本日間の名前書を書いた「公司会のの研究を書いた理念に対する。 (例) 対象元章取引の指令:50,000円 + (80,000円 × EA) + 50,000円 + (80,000円 × EA) ※ 120,000円
□ 父母が婚姻(事実婚)を解消した児童 □ 公本かけませます。 トロウ	5. 型を技能を出血の主動を担ぐ体体外ので変数を持ちられたます。 の下のいずれたに関する影響を提供しているが、このでは、影響する実質のテック機(3)にブルシについてはない。 がおいますると関する影響を指揮していているが、このでは、影響する実質のテック機(3)にブルシネトでくだかい。 が表し、実施技術を与の対象操作していてはあれるのがあるが、このでは、多様などを持ちます。
父または母が死亡した児童 父または母が降害の状態にある児童	
□ 父または母の生死が明らかでない児童	文給要件
□ 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童	□ 父母が婚姻(事実婚)を解消した児童
□ 父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童	
□ 父または飛が引き続き1年以上拘禁されている児童 □ 母が婚姻によらないで懐胎した児童	□ 父または母の生死が明らかでない児童
※「福書」とは、伊里校園寺当後施行令第1条第2項に支める福書の状態から「東す。「父家には母が福言の状態にある児童」を支給資からして申請される場合では、福書の状態を確認するため、福書を象に係る事金股曹等を設けしてください。	□ 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童 □ 公または母が引き続き1年以上遺棄している児童
世の議論」とは、父表代は毎年代論と同語しないで監論機器を表った《飲養している場合をいいます。	□ 父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童 □ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
 受取方法(希望する失取方法のチェック標(ロ)に『ノまや入れて、必要事項を担入してください。) ア 指定の金融機関ロ座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望 	■ 得が帰掘によらないで懐胎した児童 「項目は、長期事事は政治では特別は実力の事例はあいます」に対したの理事の規則にありませた状態がよく可能がある。 「項目は、長期事事は政治を関係した。「日本の理解したのが、このでは、このでは、このでは、日本ので表現したのでは、日本
※個人の企業機関は連び重要を延伸して(他的人で、種名等別して(他的人)。 (会かり口等なる事)	は、「連集の状態を構設するため、「連集を主張したを登録者を設けたていたい。 は「連集とは、企業化は単が可能と同様にないで展開者を参加された影響とないをす。
(東京川安区入業) 会教 徳 間 ら 東 京 ら 分類 日東 音号 日東 を 載(ア)ガナのか) (中国・日本 日東	受政方法(希望する受死方法のチェック様(ロ)に『/』を入れて、必要事項を訟入してがさい。〉 ア 物定の金銭機関は序(原列、1、の申請・請求者の以降とします。)への施込みを希望 変形と金銭機関の基準機能を終しているいて重要が扱いていたい。
1 日本	(受取识定知入順) 安 店 名 分類 □ 店 書 号 □ 屋 名 数(ア/ガナのカ) □ 屋 名 数(ア/ガナのカ)
□ イ 京口での現金支給を希望 所と無疑問の目的がか、金銭経験や心事に保めた場所に赴しているかなど、おうしても口書による受け取り的実命ないかのみが対 またがまた。不利金買別を必ずしてできた。	(金)
【警約・同意事項】(各項目のチェック機(ロ)に『/』を入れて(ださい。)	□ イ 窓口での現金支給を希望 安金機器第四位をがない方。金額施置から限し傾れた場所に住んでいる方など、どうしても口室による受け取りが出来ない方のみが対
□ ひとり続世帯臨時特別給付金(以下「給付金」という。)の支給要件に該当します。	労働機関の口重がない方、金額機関から後、(個社会・機能に在めている方など、どうしても口重による受け取得が始めませない方のかが対象となります。本人機器関係を開始してならい。
□ 総付金の支給要件の設合性等を審査等するため、偶が必要な住民基本会報情報、保情報や公的年金情報等の公簿等の 確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政推奨等に求める・提供することに定義します。	【警約・同意事項】(各項目のチェック機(に)にすず赴入れてくがさい。) □ ひとり親以等降時特別給付金(以下7給付金)という。)の支給表件に該当します。
□ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。	□ ひとう概則等種時特別的位立(叫下を約つまたい)、3の天境美術に誤由します。 給付金の支給資料の試自性等を書面等するため、異が必要な住民基本会研資報、別情報や心の年金情報等の公簿等の 構設を行うことの必要な資料の提供を他の今的機関等に求める。便例することに同意します。
□ この申請書は、第において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。	
□ 県が実施決定就、た後、申請書(請求書)の不護による施込不能等の事由により支払が完了せず。かつ、令和3年2月28日までに、県が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。	□ この申請審は、都道府県等において完結決定をした後は、総付金の請求者として取り扱います。
 ■ 総付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが利明した場合や総付金の支給要件に設当しないことが利明した場合には、総付金を返還します。 	□ 県が支続決定化。た後、申請會(請求會)の平衡による振込不動等の事由により支払が完了付す。かつ、全和3年2月28日までに、県が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、続け会が支給されないことに両慮します。
■ 院に他の都道府県等で総付金を受総してUAL場合には、総付金を返還します。	■ 結付金の支給後、水中課業の担勤事項について産品であることが何明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが何明した場合には、給付金を返還します。
	□ 既に他の都連市集等で給付金を契給していた場合には、給付金を返還し家す。



備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。